

図-2 監督・検査業務の体系

### 3. 施工プロセス検査実施体制

実施体制として、総括検査職員は各地方整備局の工事検査官クラスを、主任検査職員には各地方整備局の事務所の工事情質管理官クラスをあてることを考えています。

なお、主任検査職員には専門性の高い職種について、一定の資格や実績を考慮して外部からの技術者に委嘱出来ることとしています。また、品質検査員は各地方整備局の事務所の係長クラスで事務所長が任命する者のほか、外部機関への委託ができるようにしています。

### 4. 出来高部分払い

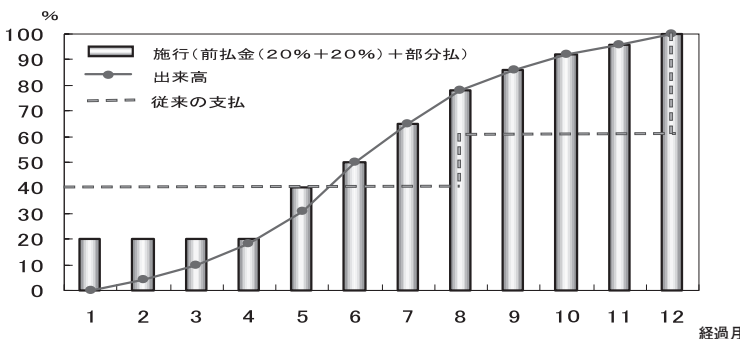


図-3 出来高部分払いのイメージ

前述した既済部分検査は、会計法令に基づく給付確認のための検査であり、施工状況に応じて工事の節目毎に極力細やかな頻度で行います。そして、その時点までの出来高確認を行い出来高部分払いを実施するものです。この手法により、下請け企業までのキャッシュフローの改善が期待できます。

### 5. フォローアップ

本試行工事は、当面、平成19年度に全国で100件程度の試行を実施する予定。この中でアンケート調査などを含めて実施結果の分析を行う予定ですが、とくに、工事成績での効果や下請け企業までのキャッシュフローの改善効果、また手続き上の課題などを中心にとりまとめて「発注者責任懇談会」などの有識者会議に諮りながらさらに有効な施策として改善をしていく予定としています。